

**免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示  
(平成二十年文部科学省告示第五十号)**

免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第四条第二項及び第六条の規定に基づき、免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示を次のように定める。

免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示

- 1 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第四条第二項に規定する事項の詳細な内容は、次の表に掲げる項目及び内容を含むものとする。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

- 2 免許状講習規則第六条に規定する修了認定の基準は、前項の表に掲げる各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有することとする。

附 則

この告示は平成二十一年四月一日より実施する。